

市町村の個別審査書類一
覧表
(測量・建コン等)

	徳島市	徳島市水道局	鳴門市
受付窓口、内容に関する問い合わせ先	〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市土木部土木政策課 TEL 088-621-5326・5327 FAX 088-624-5563 Eメール doboku_seisaku@city.tokushima.lg.jp	〒770-0847 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市水道局総務課契約係 TEL 088-623-2092 FAX 088-623-1027 Eメール suido-somu@mc.pikara.ne.jp	〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市企画総務部総務課契約検査室 TEL 088-684-1031 FAX 088-684-1336 Eメール keiyakukensa@city.naruto.i-tokushima.jp
提出方法	持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送(H31.1.24必着)
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業 市町村内	【県内企業】 業種により受付の年度が異なるため、今年度の受付は対象外 (平成32年度より共同受付参加予定)	【市内企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②測量等実績調書(県様式第3号) ③技術職員名簿(県様式第4号) ④業者カード ⑤県発行の受付票の写し
	市町村外		【市外企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②測量等実績調書(県様式第3号) ③技術職員名簿(県様式第4号) ④委任状(主たる営業所以外に年間委任する場合) ⑤業者カード ⑥県発行の受付票の写し 上記、①～⑥に加え、 【鳴門市内の営業所に権限を委任する場合】 ⑦鳴門市税の納税状況調査同意書 ⑧職員調書(鳴門市様式) ⑨所在地位置図 ⑩営業所の写真(内・外観2枚ずつ)
	県外企業	①委任状(任意様式) ※年間委任先の場合で主たる営業所以外に委任する場合のみ	【県外企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②委任状(主たる営業所以外に年間委任する場合) ③県発行の受付票の写し 上記①～③に加え、 【鳴門市内の営業所に権限を委任する場合】 ④測量等実績調書(県様式第3号) ⑤技術職員名簿(県様式第4号) ⑥鳴門市税の納税状況調査同意書 ⑦職員調書(鳴門市様式) ⑧所在地位置図 ⑨営業所の写真(内・外観2枚ずつ)
様式等入手方法	徳島市ホームページ、徳島市土木政策課窓口(徳島市役所5階)	徳島市水道局ホームページ、徳島市水道局総務課契約係窓口(水道局本庁舎2階)	鳴門市公式ウェブサイト
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nvusatsumu/kouji/sanka.shikaku/shinsei.itaku.html	http://www.suido.tokushima.tokushima.jp/index.html	http://www.city.naruto.tokushima.jp/iigvosha/nvusatsu/torokugvosha/kensetsu/index.html
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期	H30. 12月中旬	H30. 12月中旬	H30. 12月上旬より
個別審査書類の受付期間	県内外企業はH31.1.15～H31.1.24 県外企業はH31.1.7～H31.1.17	H31. 1. 7～H31. 1. 17	県内外企業とも H31.1.15～H31.1.24
資格有効期間	県内外企業とも H31. 6. 1～H32. 5. 31	H31. 6. 1～H32. 5. 31	県内外企業とも H31.6.1～H32.5.31
資格認定通知の送付時期	県内外企業ともH31. 6. 1	送付予定無し	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	用地取得業務(権利登記、表示登記、不動産鑑定、補償コンサルタント) ※受付期間は上記個別審査書類の受付期間と同じ	漏水調査業務 ※受付期間は上記個別審査書類の受付期間と同じ	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口及び方法と同じ(ただし、県内業者の提出方法は持参に限る)	上記水道局窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応)	県と同様(共同受付で対応) ※漏水調査業務は対象外	年度中の追加受付は実施せず

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

	小松島市	阿南市	吉野川市
受付窓口、内容に関する問い合わせ先	〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号 小松島市産業建設部建設管理課 TEL 0885-32-2121 FAX 0885-33-1559 Eメール kensetsukanri@city.komatsushima.i-tokushima.jp	〒774-8501 阿南市富岡町ノ町12番地3 阿南市総務部総務課 TEL 0884-22-3804 FAX 0884-22-1249 Eメール kanri@city.anan.tokushima.jp	〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1 吉野川市建設部監理課 TEL 0883-22-2252 FAX 0883-22-2239 Eメールkanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp
提出方法	市内企業のみを対象に直接持参による。 その他の企業は個別審査書類不要。	持参又は郵送 ※市内企業のみを対象に直接持参による。 ※郵送の場合は、提出期間内午後5時必着のこと。	持参または郵送(郵送の場合は締切日必着)
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業	【市内企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②営業所一覧表 ③技術者経歴書(職員数調) ④登記事項証明書(法人)もしくは身分証明書(個人) ⑤納税証明書(法人・消費・県・市税・代表者の全部)原本 ※個別審査書類は資格有効期間中であっても毎年度提出が必要となります。	①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分)の写し ②委任状(年間委任の場合で主たる営業所以外に委任する場合(様式任意:原本)) ③法人で、吉野川市に納税義務のある役員がいる場合は、役員の納税証明書(吉野川市発行:写し可) ④測量等実績調書(様式第3号) ⑤県へ提出した業者カードの写し ⑥県発行の申請書受付票の写し 【土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)を希望する場合】①～⑥に加えて、 ⑦土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)登録申請書 ⑧建設コンサルタント登録規定第2条による登録証明書の写し
	市町村外	【市外企業】 ①～⑤【市内企業】と同じ ⑥委任状(阿南市内の営業所等に年間委任する場合) ※原本を添付 ⑦法人市民税(阿南市市長発行のもの)(阿南市内の営業所等に年間委任する場合) ⑧県発行の申請書受付票の写し ⑨業者カード(阿南市様式)	【委任先が県への申請分と異なる場合】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写し ②委任状(様式任意:原本)) 【土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)を希望する場合】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写し ②土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)登録申請書 ③建設コンサルタント登録規定第2条による登録証明書の写し
	県外企業	【県外企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分)の写し ②測量等実績調書(県様式第3号) ③技術者経歴書(県様式第5号) ④使用印鑑届(様式第1号の印以外を契約等に使用する場合) ⑤県発行の申請書受付票の写し ⑥委任状(年間委任する場合) ※原本を添付 ⑦業者カード(阿南市様式) ※県と受任者が違う場合は、提出書類が一部異なりますので、必ず、阿南市ホームページで提出要領を確認してください。	【委任先が県への申請分と異なる場合】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写し ②委任状(様式任意:原本)) 【土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)を希望する場合】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの)の写し ②土木関係建設コンサルタント業務(廃棄物部門)登録申請書 ③建設コンサルタント登録規定第2条による登録証明書の写し
様式等入手方法	小松島市ホームページ	阿南市ホームページ	吉野川市ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	https://www.city.komatsushima.tokushima.jp/docs/sankasikaku.html	http://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2013020800022/	http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2010120700023/
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期	H30.12月中旬より	平成30年12月中旬	平成30年12月中旬
個別審査書類の受付期間	市内企業のみを対象に H31.2.1～H31.2.28土日祝を除く	平成31年1月15日～平成31年1月28日	県内外企業とも H31.1.15～H31.1.24
資格有効期間	県内外企業とも H31.6.1～H32.5.31	平成31年6月1日～平成32年5月31日	県内外企業とも H31.6.1～H32.5.31
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	送付予定なし	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し	なし	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び提出方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応	年度中の追加受付は実施せず	県と共同受付で対応	年度中の追加受付は実施せず

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

	阿波市	美馬市	三好市
受付窓口、内容に関する問い合わせ先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市企画総務部契約管財課 契約・検査担当 TEL:0883-36-8704 FAX:0883-36-8760 Eメール:nyuukei@awa.i-tokushima.jp	〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 美馬市企画総務部総務課 TEL 0883-52-1212 FAX 0883-53-9919 Eメール soumu@mima.i-tokushima.jp	〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2 三好市総務部管財課 TEL:0883-72-7635 FAX:0883-72-7202 E-mail:kanzai@miyoshi.i-tokushima.jp
提出方法	持参又は郵送(期間内午後5時必着)	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	市内企業 ①県提出の申請書様式第1号で押印したもの(2ページ分)の写し ②登記事項証明書(法人)【写し可】 身分証明書(個人)【写し可】 ③都道府県税の納税証明書【写し可】 ④印鑑証明書【写し可】 ⑤使用印鑑届【阿波市様式第5号】 ⑥委任状【阿波市様式】※権限委任する場合に提出 ⑦直前2年間の測量等実績調書【阿波市様式第3号等】 ⑧技術者経歴書【阿波市様式第4号等】 ⑨県へ提出した業者カードの写し ⑩阿波市様式の業者カード※権限委任をし、委任先が県と異なる場合 ⑪県発行の申請書受付票の写し	【市内企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②徳島県発行の申請書受付票の写し ③測量等実績調書 ④業者カード ⑤職員数調(美馬市様式) ⑥登記事項証明書(法人)又は身分証明書(個人)(原本又は写し) ⑦納税証明書(法人・消費・県・市税・代表者その他役員に係る市税)(原本又は写し) ⑧委任状(年間委任する場合、主たる営業所以外に委任する場合) ⑨営業所の所在地図、見取図及び写真	【市内企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分)の写し ②徳島県発行の申請書受付票の写し ③業者カード ④使用印鑑届 ⑤測量等実績調書 ⑥職員数調(写し可) ⑦技術職員名簿(写し可) ⑧営業所の見取図及び写真
	市町村外 ※必ず詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。	【市外企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②徳島県発行の申請書受付票の写し ③測量等実績調書 ④業者カード ⑤委任状(年間委任する場合、主たる営業所以外に委任する場合)	【市外企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分)の写し ②徳島県発行の申請書受付票の写し ③営業所一覧表 ④業者カード ⑤使用印鑑届又は委任状 ⑥測量等実績調書 ⑦技術職員名簿(県内企業)、技術者経歴書(県外企業) ※三好市内の営業所等に権限を委任する場合は、次の書類を追加して提出してください。 ⑧登記事項証明書(写し可) ⑨業務に関する登録証明書等(写し可) ⑩三好市税完納証明書 ⑪職員数調(写し可) ⑫営業所の見取図及び写真
県外企業			
様式等入手方法	阿波市ホームページ	美馬市ホームページ	三好市ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	https://www.city.awa.lg.jp/	http://www.city.mima.lg.jp/nyusatsu	https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期	H30.12月中旬より	H30.12月中旬より	H30.12月下旬より
個別審査書類の受付期間	H31.1.15~H31.2.14	H31.1.15~H31.2.15	H31.2.1~H31.2.28
資格有効期間	県内外企業とも H31.6.1~H32.5.31	県内外企業とも H31.5.1~H32.4.30	県内外企業とも H31.6.1~H32.5.31
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	市内業者のみに資格認定通知書を5月上旬に送付予定	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応	県の共同受付に準じて実施 (ただし、資格有効期間等県と異なる部分があるため、詳細を阿波市ホームページにて掲載開始後に御確認ください。)	県と同様(共同受付で対応。7~11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	県の共同受付に準じて実施 (追加受付の詳細については、三好市ホームページに掲載します。)

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

	勝浦町	上勝町	佐那河内村
受付窓口、内容に関する問い合わせ先	〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3 勝浦町建設課 TEL:0885-42-1506 FAX:0885-42-3028 E-mail:kensetsu@town.katsuura.i-tokushima.jp	〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1 上勝町総務課 TEL 0885-46-0111	〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71-1 佐那河内村総務課 TEL 0885-679-2113
提出方法	町内企業のみを対象に直接持参による。 その他の企業は個別審査書類不要。	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業	【町内企業のみ】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②測量等実績調書 ③誓約書(勝浦町様式) ※個別審査書類は資格有効期間中であっても毎年度提出が必要となります。	【県内企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②委任状(年間委任する場合) ③登録証明書等の写し ④県発行の申請書受付票の写し
	市町村外		【村内企業のみ】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②使用印鑑届(原本) ③村税等の未納がない証明書(写し可) ※③は毎年度提出が必要 ①委任状(委任先が県と異なる場合) ※委任状を提出する業者は、県提出の申請所様式第1号(押印したもの)も添付してください。(写し可)
	県外企業		【県外企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②委任状(年間委任する場合) ③県発行の申請書受付票の写し ①委任状(委任先が県と異なる場合) ※委任状を提出する業者は、県提出の申請所様式第1号(押印したもの)も添付してください。(写し可)
様式等入手方法	勝浦町ホームページ	上勝町ホームページ	佐那河内村ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	http://www.town.katsuura.lg.jp/	http://www.kamikatsu.jp	http://www.vill.sanagochi.lg.jp/
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期	H30. 12月中旬より	平成31年1月上旬	
個別審査書類の受付期間	H31. 3. 1~H31. 3. 29	県内業者H31.1.15~H31.2.28 県外業者H31.1.7~H31.2.28	県と同じ
資格有効期間	県内外企業とも H31. 6. 1~H32. 5. 31	県内外企業とも H31.4.1~H32.3.31	県内外企業とも H31.6.1~H32.5.31
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応	年度中の追加受付は実施せず	年度中の追加受付は実施せず	県と同様(共同受付で対応。7~11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

	石井町	神山町	那賀町
受付窓口、内容に関する問い合わせ先	〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1 石井町建設課 TEL 088-674-1117	〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間100番地 神山町総務課 TEL 088-676-1111 Eメール soumu@kamiyama.i-tokushima.jp	〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104-1 那賀町会計課検査室 TEL 0884-62-1120
提出方法	今回、共同受付は実施しません。 申請を希望する方は、直接上記までお問い合わせください。	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業 市町村内	個別審査書類は徴しない	【全企業】 ・委任状(県と委任先が異なる場合のみ)
	市町村外		
	県外企業		
様式等入手方法			
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元			
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期			
個別審査書類の受付期間			
資格有効期間		県と同じ	県内外企業とも H30.5.1～H32.4.30 (県と同じ)
資格認定通知の送付時期		送付予定無し	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)		無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など		上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応		県と同様(共同受付で対応)	年度途中の追加受付は随時対応(町独自で対応)

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

	牟岐町	美波町	海陽町
受付窓口、内容に関する問い合わせ先	〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4 牟岐町建設課 TEL 0884-72-3418	〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 美波町建設課 TEL 0884-77-3618	〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128 海陽町管財課 TEL 0884-73-4169 FAX 0884-73-3097
提出方法			持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業 市町村内 個別審査書類は徴しない	市町村外 個別審査書類は徴しない	県外企業 【全企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②営業所の町税完納証明書(営業所が海陽町にある場合) ③代表者の町税完納証明書(代表者が海陽町に在住する場合) ④委任状(委任先が県と異なる場合) ※ただし、①については②以降の書類を提出する者のみ必要
様式等入手方法			海陽町ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元			https://www.town.kaiyo.lg.jp/
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期			H30年12月下旬
個別審査書類の受付期間	県と同じ		H31.1.7~H31.2.28
資格有効期間	(県と同じ)	県内外企業とも H31. 5. 1~H32. 4. 30 (県と同じ)	県内外企業とも H31.7.1~H33.6.30
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	共同企業体の申請は町で申請書類一式を受け付ける	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可	上記窓口と同じ 提出方法は持参、郵送ともに可	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応。7~11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	県と同様(共同受付で対応。7~11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	年度中の追加受付は実施せず

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

	松茂町	北島町	藍住町
受付窓口、内容に関する問い合わせ先	〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地 松茂町総務課 TEL:088-699-8710 FAX:088-699-6010 eメール soumu@town.matsushige.tokushima.jp	〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村上地23-1 北島町総務課 TEL 088-698-9801 Eメール soumu@kitajima.i-tokushima.jp	〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1 藍住町建設課 TEL 088-637-3122 FAX 088-637-3152 Eメール kensetsu@aizumi.i-tokushima.jp
提出方法	メール(soumu@town.matsushige.tokushima.jp) 必ず件名は【指名願送付】貴社名をご記入ください。	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	ik 市内企業 市町村外 県外企業	【全企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②営業所一覧表 ③測量等実績調書(直前2年分) ④委任状(委任先が県と異なる場合) ⑤業者カード(委任先が県と異なる場合はその内容で記載したもの) ⑥北島町政治倫理条例第16条に基づく誓約書 ⑦県発行の受付票の写し ⑧提出書類チェック表	【全企業】 ①県提出の申請書様式第1号(押印したもの) ②町税等の納税状況調査同意書 ③藍住町暴力団排除要綱に伴う誓約書
様式等入手方法	松茂町ホームページ	北島町ホームページ内	藍住町ホームページ内
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	http://www.town.matsushige.tokushima.jp	https://www.town.kitajima.lg.jp	https://www.town.aizumi.lg.jp/
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期	H30. 12月下旬から予定	H31年1月10日頃	H31年1月予定
個別審査書類の受付期間	H31. 2. 1~H31. 2. 28	H31.1.15~H31.2.28	H31.1.7~H31.2.15
資格有効期間	2019. 6. 1~2020. 5. 31	県内外企業とも H31.5.1~H32.4.30 (県と同じ)	県と同じ
資格認定通知の送付時期	送付予定なし	送付予定無し	要望者のみ随時送付
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	共同受付の対象とならない業者の方については総務課までご連絡ください。	簡易登録の受付については、3/15~3/31まで(詳細は北島町まで) ※簡易登録 ・1件につき130万円以下の建設工事又は製造の請負契約 ・1件につき80万円以下の財産の買入れ ・1件につき50万円以下のその他の契約	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	提出方法と同じメールで対応 件名 例)【指名願 変更届】貴社名をご記入ください。	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応	随時受付は対応なし。年度で対応します。	県と同様(共同受付で対応。7~11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	県と同様(共同受付で対応。7~11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

	板野町	上板町	つるぎ町
受付窓口、内容に関する問い合わせ先	〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2 板野町建設課 TEL 088-672-5996 FAX 088-672-5553 Eメール kensetsu@town-itano.i-tokushima.jp	〒771-1392 徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地 上板町建設課 TEL 088-694-6812 Eメール ke@kamiita.i-tokushima.jp	〒779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 つるぎ町管理課 TEL 0883-62-3111 FAX 0883-62-4944 Eメール kanri@town.tokushima-tsurugi.lg.jp
提出方法	持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業 市町村内 市町村外 県外企業	【町内企業】 ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②営業所一覧表 ③業者カード ④測量等実績調書 ⑤町税等の納税状況調査同意書 ⑥委任状(委任先が県と異なる場合)	【町内企業】 個別審査書類は徴しない
		【町外企業】 ※上板町内に支店、営業所等がある場合のみ ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②営業所一覧表 ③業者カード ④測量等実績調書 ⑤町税等の納税状況調査同意書(代表者が町内に在住する場合) ⑥委任状(委任先が県と異なる場合)	【町外企業】 (1)つるぎ町内に支店、営業所等がある場合のみ ①県に提出の申請様式第1号(押印したもの) ②町税に係る納税証明書(写し可) (2)主たる営業所以外に年間委任する場合のみ ①県に提出の申請様式第1号(押印したもの) ②委任状(任意様式) ※上記(1)又は(2)に該当しない場合は、個別審査書類は必要ありません。
		【県外企業】 ※上板町内に支店、営業所等がある場合のみ ①申請書様式第1号(押印したもの、2ページ分) ②営業所一覧表 ③業者カード ④測量等実績調書 ⑤町税等の納税状況調査同意書(代表者が町内に在住する場合) ⑥委任状(委任先が県と異なる場合)	【県外企業】 (1)つるぎ町内に支店、営業所等がある場合のみ ①県に提出の申請様式第1号(押印したもの) ②町税に係る納税証明書(写し可) (2)年間委任先が県と異なる場合のみ ①県に提出の申請様式第1号(押印したもの) ②委任状(任意様式) ※上記(1)又は(2)に該当しない場合は、個別審査書類は必要ありません。
様式等入手方法	板野町ホームページ内	上板町ホームページ入札情報よりダウンロード	つるぎ町ホームページ
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元	http://www.town.itano.tokushima.jp/	http://www.townkamiita.jp/	http://www.town.tokushima-tsurugi.lg.jp
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期	平成30年12月下旬予定	H31年1月から	平成30年12月下旬
個別審査書類の受付期間	H31.2.1~H31.3.29	H31. 2. 1~H31. 3. 31	県と同じ 県内業者(H31. 1. 15~H31. 1. 24) 県外業者(H31. 1. 7 ~H31. 1. 17)
資格有効期間	県内外企業とも H31.5.1~H32.4.30 (県と同じ)	県内外企業とも H30. 5. 1~H32. 4. 30 (県と同じ)	県内外企業とも H30. 5. 1~H32. 4. 30 (県と同じ)
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	送付予定無し	送付予定無し 共同受付でつるぎ町を希望した業者のうち受付表が必要な業者の方は、受付表(任意様式)及び返信用封筒(切手を貼ったもの)又は受付表(任意様式)を印刷した葉書(切手を貼ったもの)をつるぎ町役場管理課に送付して下さい。平成31年5月以降に返送します。
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し	無し	無し
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ	上記窓口及び方法と同じ
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応。7~11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	県と同様(共同受付で対応。7~11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	県と同様(共同受付で対応。7~11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)

市町村の個別審査書類一覧表
(測量・建コン等)

		東みよし町
受付窓口、内容に関する問い合わせ先	〒771-2595 徳島県三好郡東みよし町屋間3673番地1 東みよし町建設課 TEL 0883-79-5342 FAX 0883-79-3235 Eメール kensetsu01@higashimiyoshi-i-tokushima.jp	
提出方法	持参又は郵送	
それぞれの参加希望自治体に提出しなければならない資料(個別審査書類)	県内企業	【全企業】 ・委任状(県と委任先が異なる場合のみ)
	市町村外	
	県外企業	
様式等入手方法		
個別審査書類の詳しい提出要領及び様式等のダウンロード元		
個別審査書類の様式等の入手もしくはダウンロード可能時期		
個別審査書類の受付期間		
資格有効期間	県内外企業とも H31. 6. 1～H32. 5. 31	
資格認定通知の送付時期	送付予定無し	
市町村で独自に申請書受付を行う案件(共同受付の対象とならない受付を行う場合)	無し	
資格認定後の変更届の提出先、提出方法など	上記窓口及び方法と同じ	
追加受付への対応	県と同様(共同受付で対応。7～11月で随時受付、県内企業は毎月10日まで受付なら翌月、それ以外なら翌々月認定。県外企業は受付月の翌々月認定。)	